

大田原ジュニアソフトテニスクラブへの中学生の参加について

2024.3.20 総会決定事項

1. 令和6(2024)年4月1日より中学生の受入れを開始する。
2. 参加者は大田原ジュニアソフトテニスクラブ卒団生の中学生1年生～3年生とする。
3. 中学生は大田原ジュニアソフトテニスクラブ準団員とする。
4. 活動内容、規約は大田原ジュニアソフトテニスクラブ募集要項及び規約に準ずる。
主な相違点は、「大会参加はなし」「後援会は組織しないため後援会費は不要」「会費は半年ごととする」。
※スポーツ安全保険へは団にて加入する。
5. 大田原ジュニアソフトテニスクラブ入団申込書【中学生用】の提出及び会費納入をもって参加とする。
6. 会費は4月～10月：3,600円、11月～3月：3,600円とし、途中入団の場合は600円×(10月まで又は3月までの月数)とする。
7. 大田原ジュニアソフトテニスクラブの活動主体は小学生であり、中学生はサポートを行うとともに、その模範となる行動を行うこととする。
8. 上記の変更又は新たに定めるべき事項が出た場合には都度、役員により決定することとし、必要に応じ後援会に諮ることとする。